

税 務

会社法

税理士報酬の消滅時効は5年に短縮へ

法制審、民法（債権関係）の改正要綱を答申

要
約

- 法制審は「民法（債権関係）の改正に関する要綱」を法務大臣に答申。通常国会に民法改正案を提出へ。
- 職業別の短期消滅時効は削除。税理士報酬は5年に短縮。

法制審議会は2月24日、「民法（債権関係）の改正に関する要綱」を上川陽子法務大臣に答申した。政府は今通常国会に民法の改正案を提出する予定であり、民法の債権関係の規定がおおよそ120年ぶりに改正されることになる。

最後まで調整が続いた定款約款の取扱いについては、定款を準備した者があらかじめ定型約款を契約内容とする旨を相手方に表示したときなどの場合には定型約款の個別条項についても合意したものともみなすなどとされた。

要綱での見直し項目は約200にのぼっているが、そのほかの項目については昨年8月に公表した要綱仮案からの大きな変更はない。見直し項目のうち、消滅時効については、職業別の複雑な短期消滅時効（民法170条～174条）についてはすべて削除される。時効期間を統一し、権利を行使することができる時から「10年」という時効期間は維持しながら、権利を行使することができることを知った時から「5年」という時効期間を追加する。この場合、いずれ

か早い方の経過で時効が完成することになる。例えば、税理士報酬などについては、契約の際に支払日が分かることから現行の「10年」から「5年」に短縮されることになる。

また、事業用資産の第三者保証に関しては、一定の例外を除き、契約の締結に先立ち、締結日前の1か月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示している必要があるとし、公証人がその保証意思を確認しなければ効力を生じないこととされた。第三者保証を付けるには、公証人役場に行く必要が生じることになる。なお、一定の例外とは、主たる債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等である。これらの者については、引き続き公証人による意思確認なしに第三者保証をすることができる。

そのほか、債権譲渡の禁止特約が付された場合であっても、債権譲渡による資金調達が可能になる。現行、債権者と債務者との間で債権譲渡を禁止する特約をした場合、それに違反する債権譲渡は原則として無効となる。今回の見直しでは、「当事者間に債権の譲渡禁止特約がある場合であっても、これに反する債権譲渡の効力は妨げられない」旨の規定を設けることにより、中小企業等（債権者）は売上債権を担保に金融機関から融資を受けることができる。